

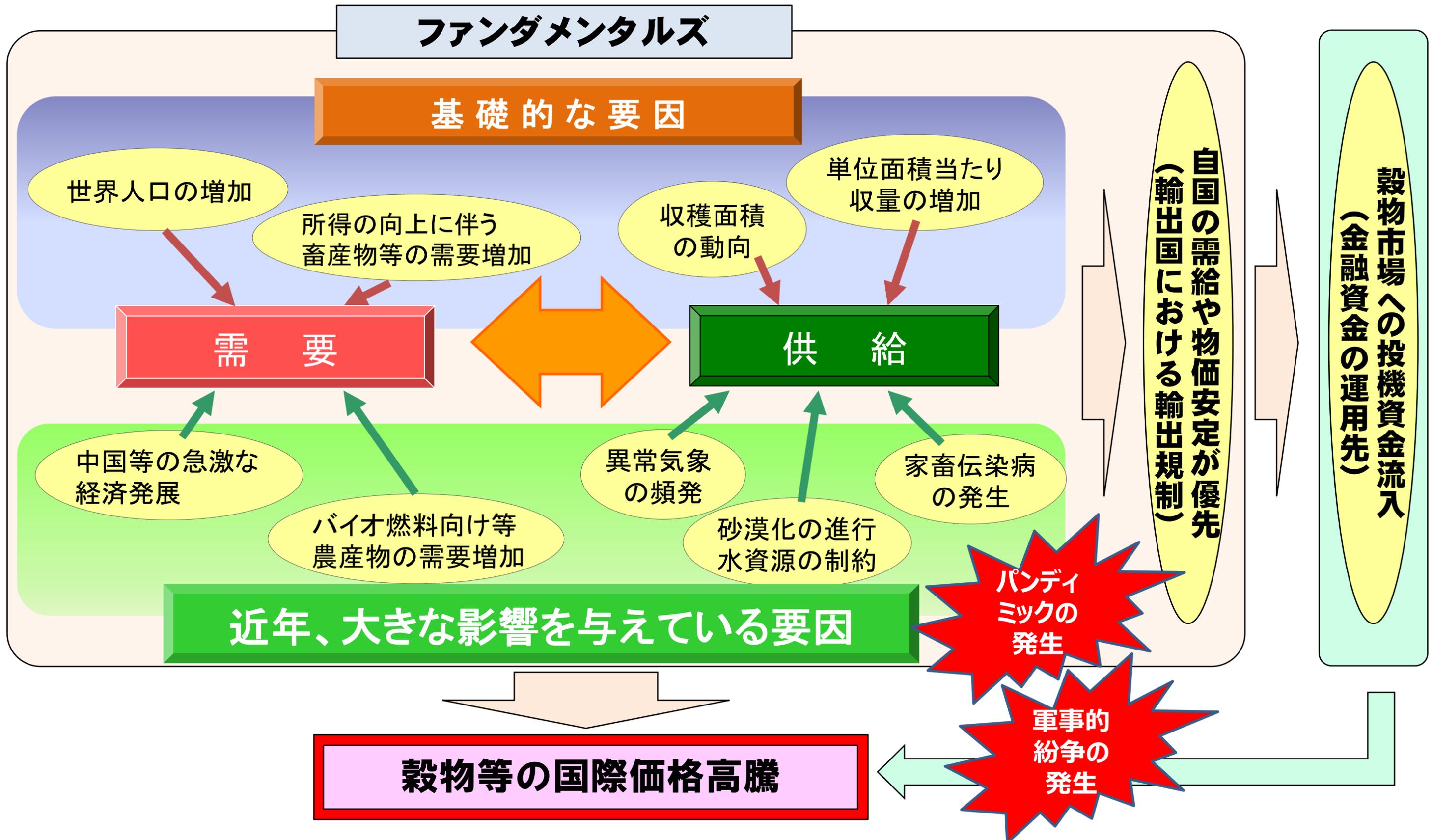
我が国の食料安全保障と 食料・農業・農村政策の展開方向

令和5年6月24日

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員 しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子

1. 食料をめぐる国際的な動向



2. 主要先進国（G7）の食料自給率の変化

②

（食料自給率（カロリーベース））

（穀物自給率）

（％）

主要国	1965年	2018年	増減	1965年	2018年	増減
フランス	109	125	+16	136	176	+40
アメリカ	117	132	+15	122	128	+6
イギリス	45	65	+20	62	82	+20
ドイツ	66	86	+20	66	101	+35
イタリア	88	60	▲28	72	63	▲9
カナダ	152	266	+114	179	197	+18
日本	73	37	▲36	62	28	▲34

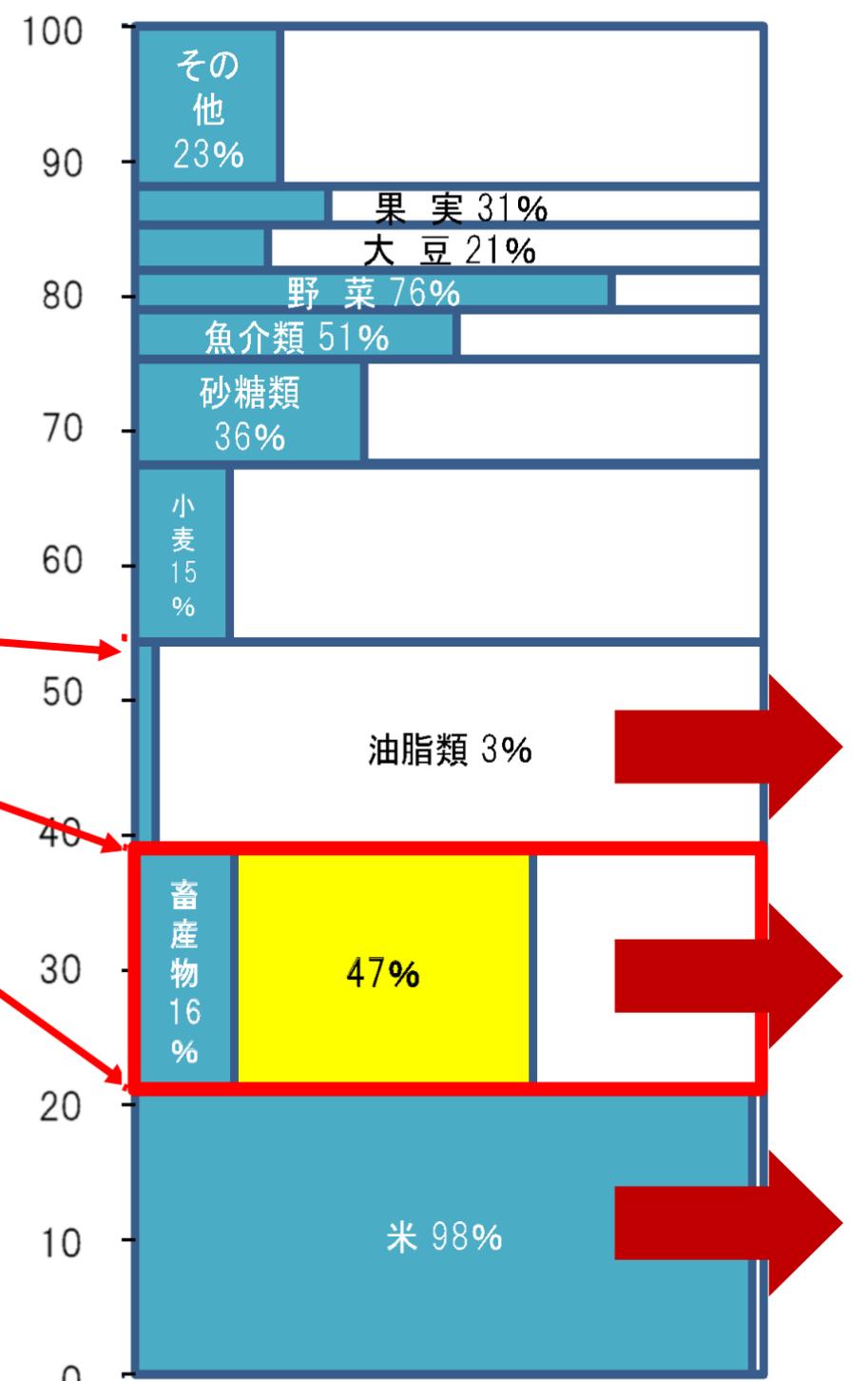
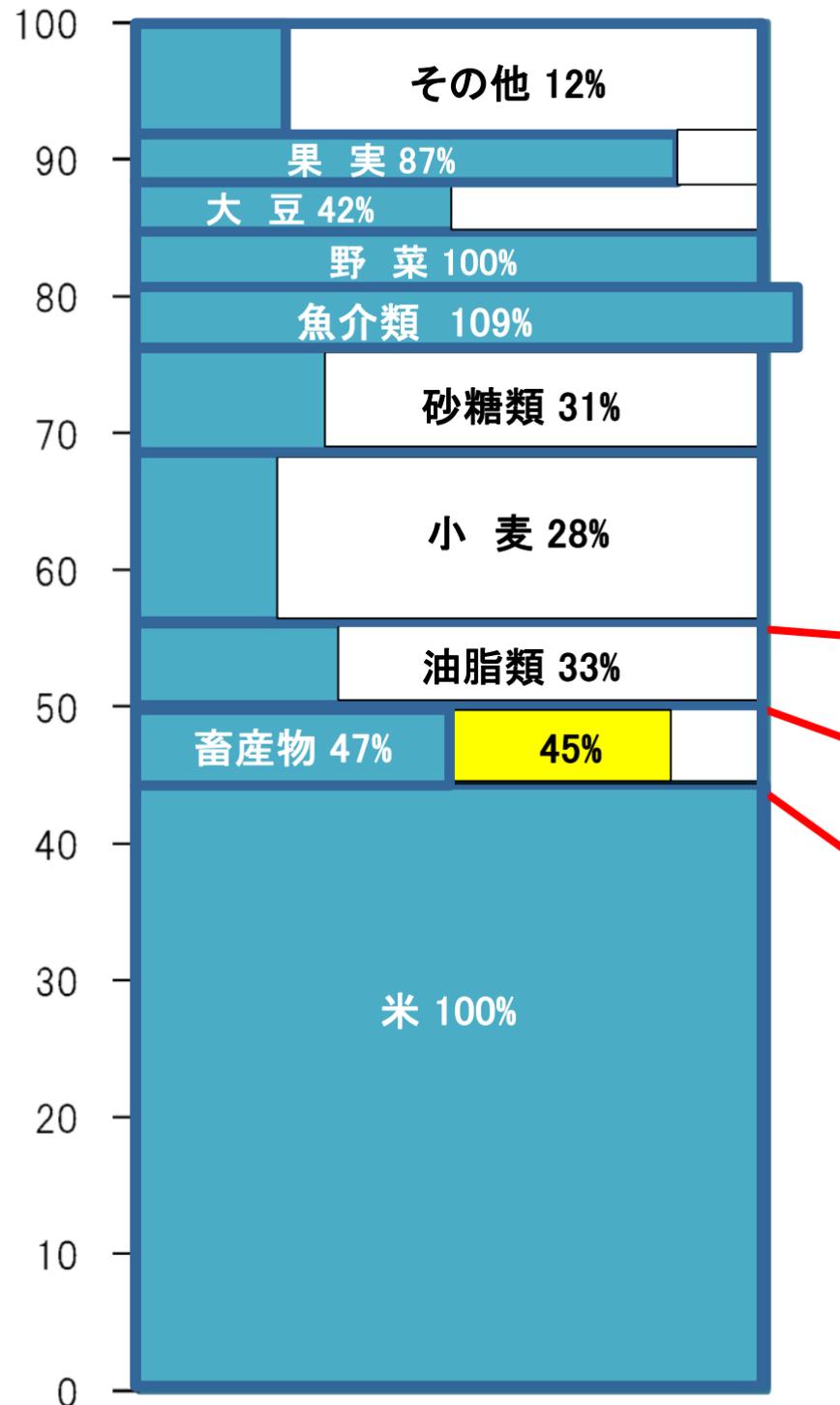
3. 食料自給率（カロリーベース）の変化

昭和40年(1965年)
食料自給率 73%

令和3年(2021年)
食料自給率 38%

総供給熱量 2,459 kcal / 人・日

総供給熱量 2,265 kcal / 人・日



凡例

- 輸入部分
- 輸入飼料による生産部分
- 自給部分

主な項目のシェアの変化 1965→2020

油脂類 (2.5倍増)
6% → 15%

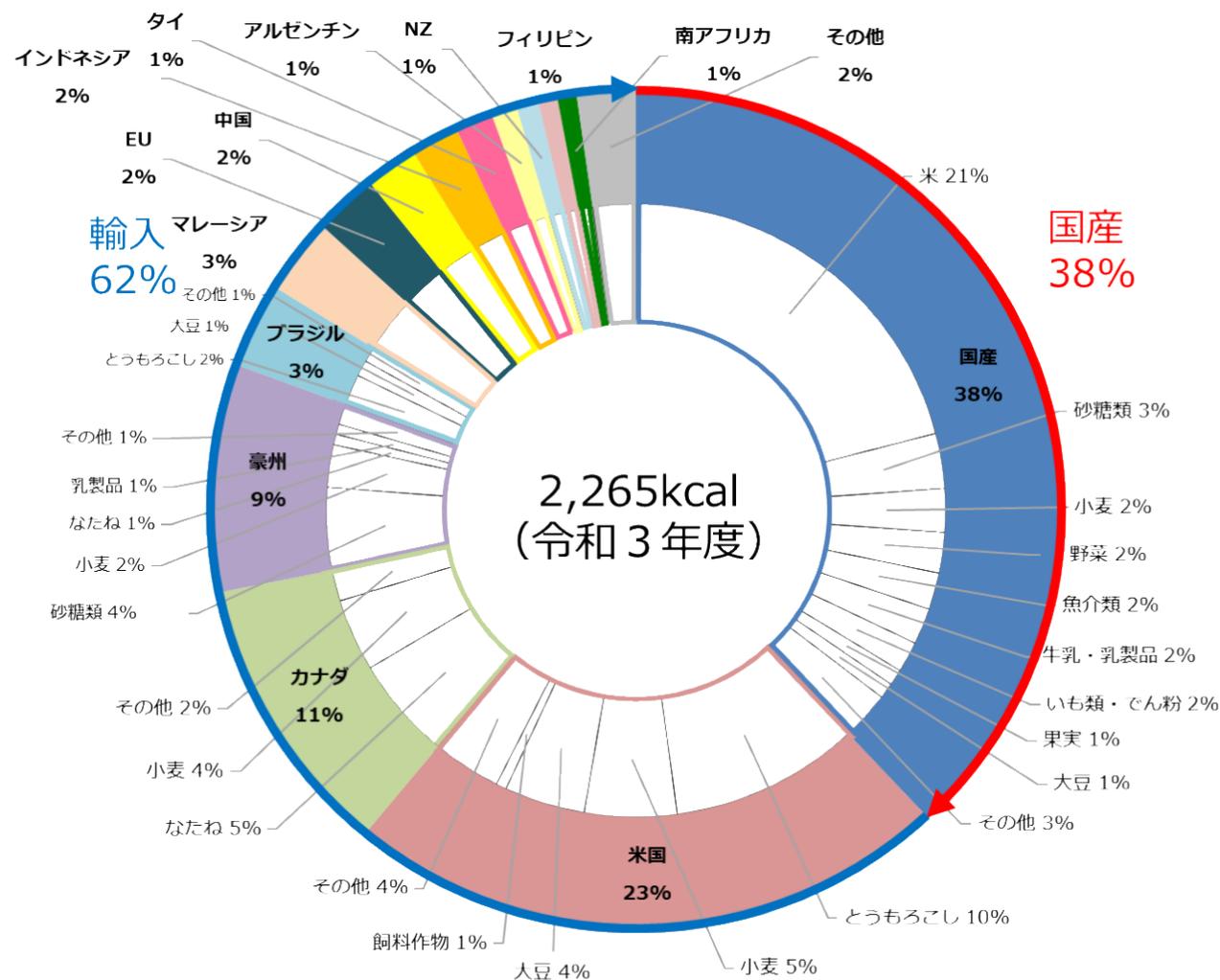
畜産物 (3倍増)
6% → 18%

米 (半減)
44% → 21%

4. 我が国の食料供給の状況（海外からの食料供給の状況）

○ 我が国の食料供給は、**国産（38%）**と、**米国（23%）**、**カナダ（11%）**、**豪州（9%）**、**ブラジル（3%）**からの輸入で供給熱量の大部分（**84%**）を占めている。

我が国の供給カロリーの内訳構成（試算）：2021年度



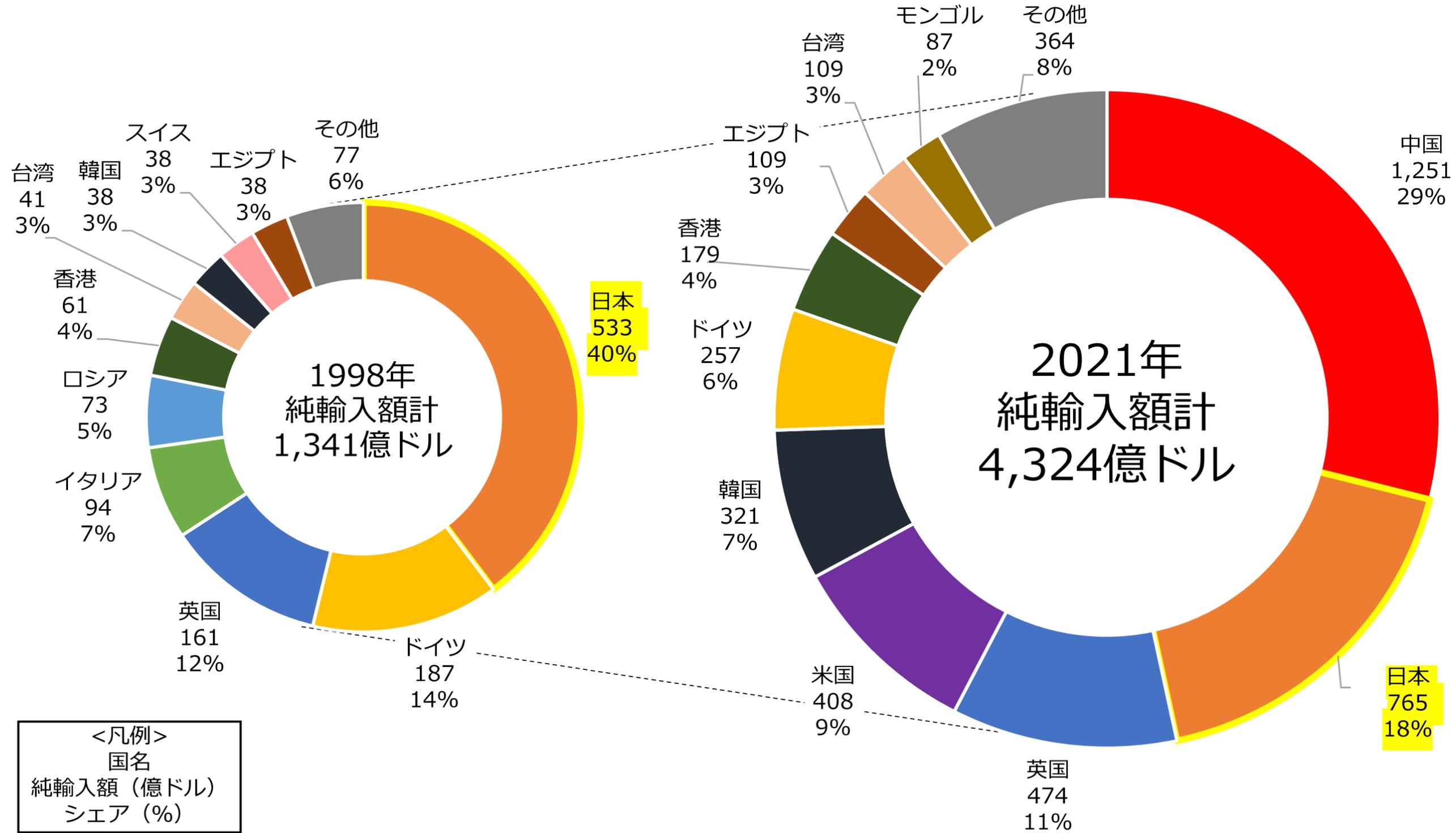
輸入先国の主な品目の自給率

国名	主な品目の自給率（重量ベース）
米国	とうもろこし（110%）、小麦（158%）、大豆（156%）
カナダ	なたね（175%）、小麦（351%）、大豆（236%）
豪州	砂糖類（296%）、小麦（204%）、なたね（256%）
ブラジル	とうもろこし（159%）、大豆（237%）、鶏肉（143%）
マレーシア	パーム油（286%）
EU	牛乳・乳製品（107%）、豚肉（128%）、オリーブ油（113%）
中国	野菜（102%）、果実（99%）、魚介類（94%）
インドネシア	パーム油（236%）
タイ	砂糖類（349%）、鶏肉（199%）、米（147%）
アルゼンチン	とうもろこし（273%）
NZ	牛乳・乳製品（211%）
フィリピン	果実（144%）
南アフリカ	とうもろこし（95%）
メキシコ	豚肉（69%）
チリ	魚介類（311%）
ノルウェー	魚介類（204%）
ロシア	魚介類（157%）

注1：輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。
 注2：主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和3年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。
 注3：輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量（TDN（可消化養分総量）換算）で按分した。

注：各国・地域の主な品目の自給率は、FAO “Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算。

5. 農林水産物純輸入額の国別割合



資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
 注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41カ国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

6. 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

○小麦、とうもろこしの国内需給状況と世界の輸入国の内訳

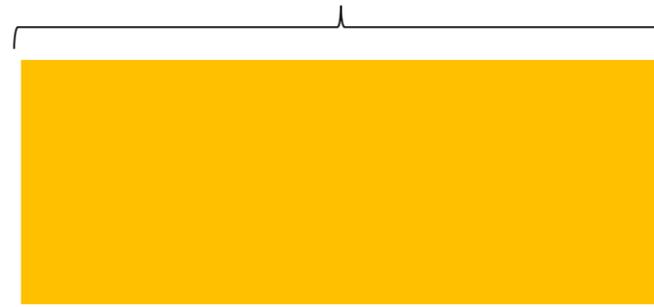
国内需要量・生産量・輸入量

[令和3年度]
<小麦>
 需要量 642万トン
 供給量 647万トン



国内生産量 110万トン
 輸入量 538万トン

<とうもろこし>
 需要量 1,509万トン
 供給量 1,531万トン



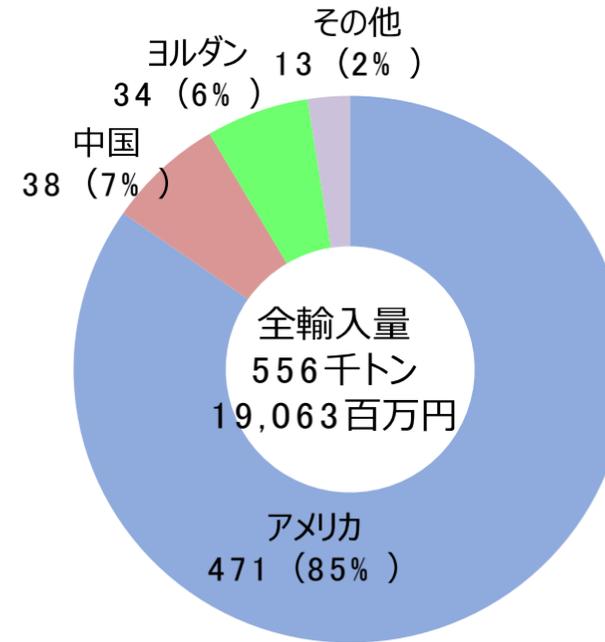
国内生産量 306万トン
 輸入量 1,531万トン

資料：農林水産省「令和3年度食料需給表」（概算値）
 注1：豊凶変動を鑑み、過去20年（平成14年度～令和3年度）の国内生産量の最大値及び最小値を点線で示した。
 注2：需要量と生産・輸入量の差は在庫の変動等による。

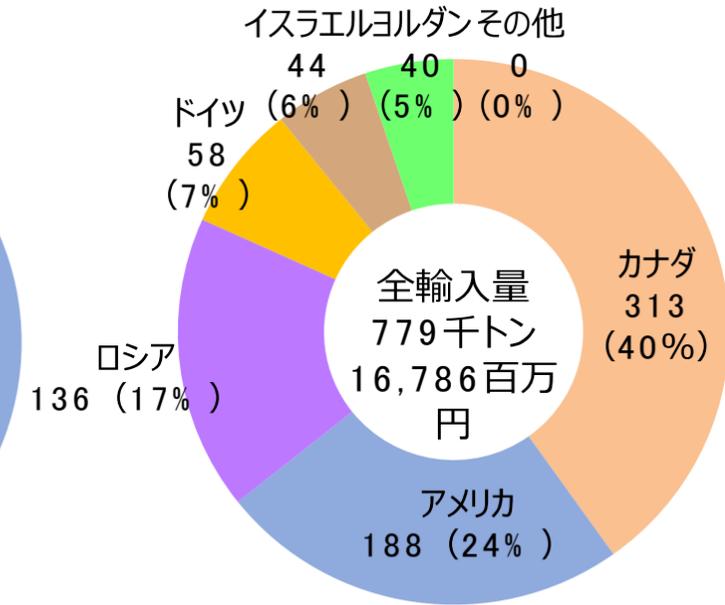
○肥料原料の輸入状況

りん安 (N・P)

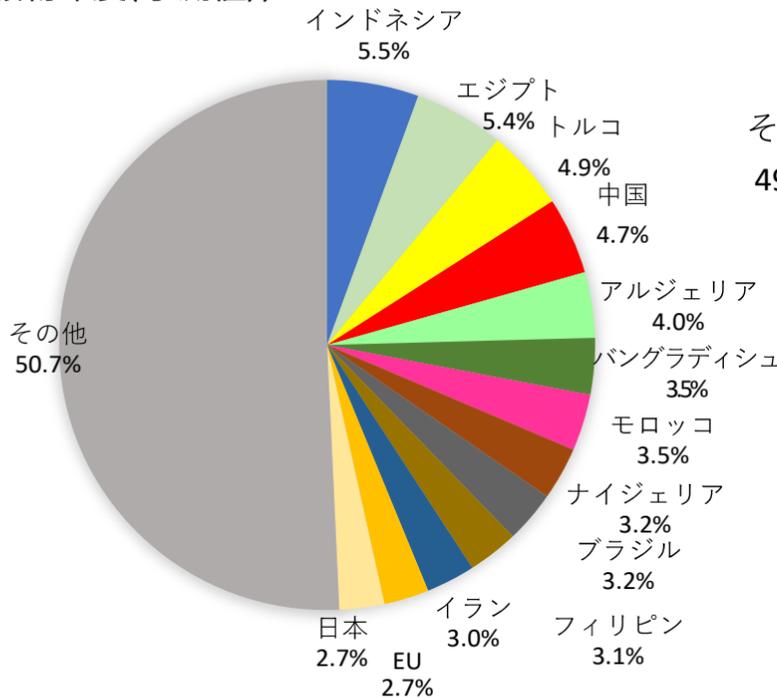
1998肥料年度
 (1998年7月～1999年6月)



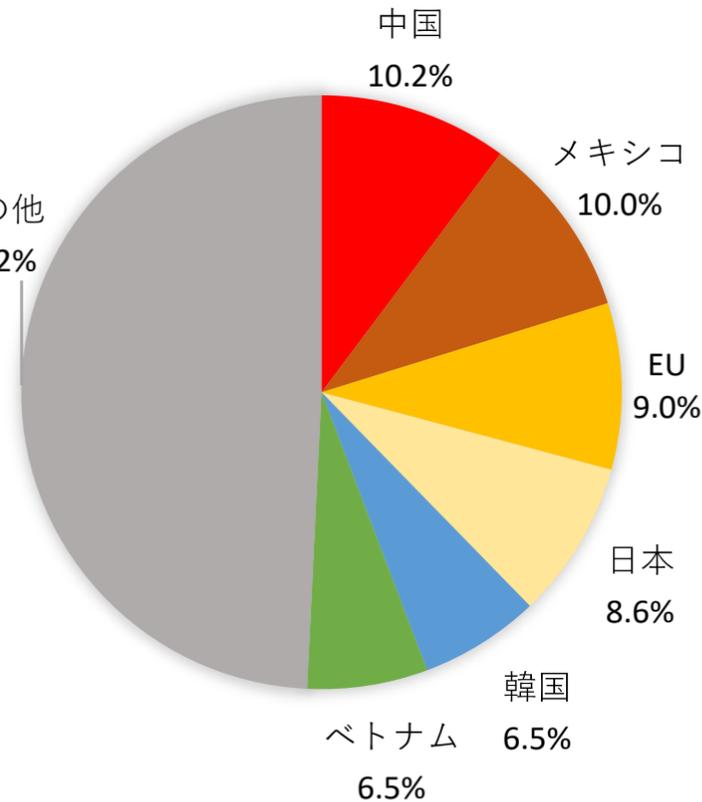
塩化加里 (K)



[令和3/4年度]
 (穀物年度(予測値))

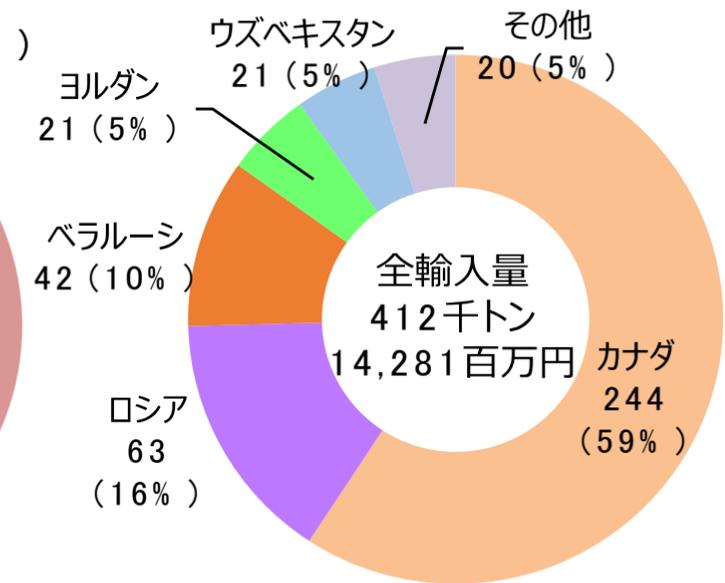
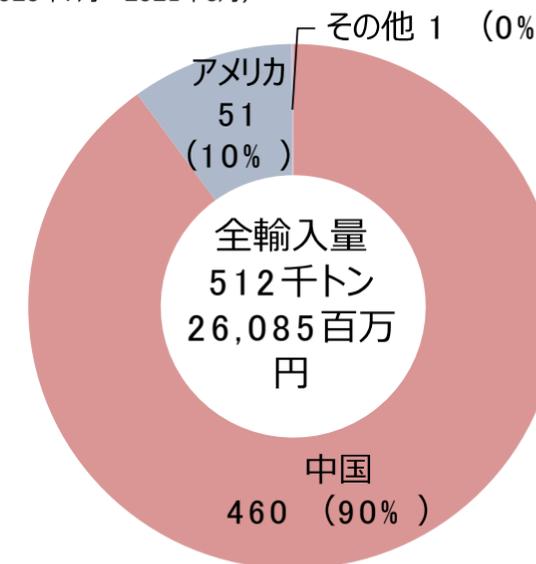


2億274万トン



1億7708万トン

2020肥料年度
 (2020年7月～2021年6月)

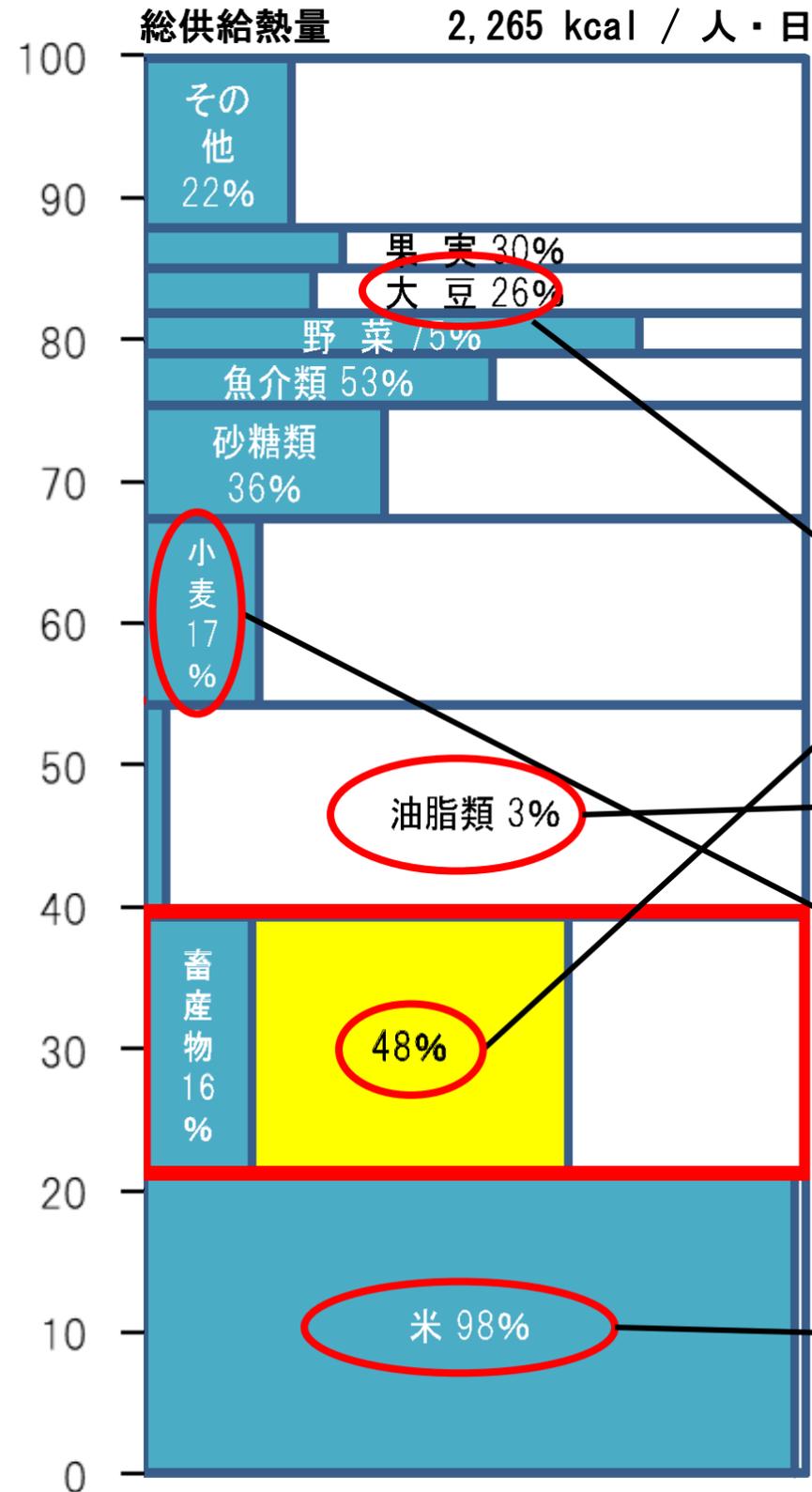


資料：財務省「貿易統計」を基に作成

世界の輸入国の内訳

7. 食料安全保障政策の推進

(令和3年度：カロリーベース総合食料自給率38%)



食料安全保障政策推進の観点から、食料自給率向上を図るため、輸入を国内生産に置換える対策を重点的に実施すべき。

1. 輸入飼料を自給飼料に置換える対策

- ① 戦略作物助成(飼料用米,WCS用稲,飼料作物), 産地交付金
- ② 畜産生産力・生産体制強化対策事業
- ③ 草地関連基盤整備 等

2. 国産大豆の供給を強化する対策

- ① 戦略作物助成(大豆)、産地交付金
- ② 水田麦・大豆産地生産性向上事業 等

3. 国産麦の供給を強化する対策

- ① 戦略作物助成(麦)、産地交付金
- ② 水田麦・大豆産地生産性向上事業 等

4. 米の需要を拡大する対策

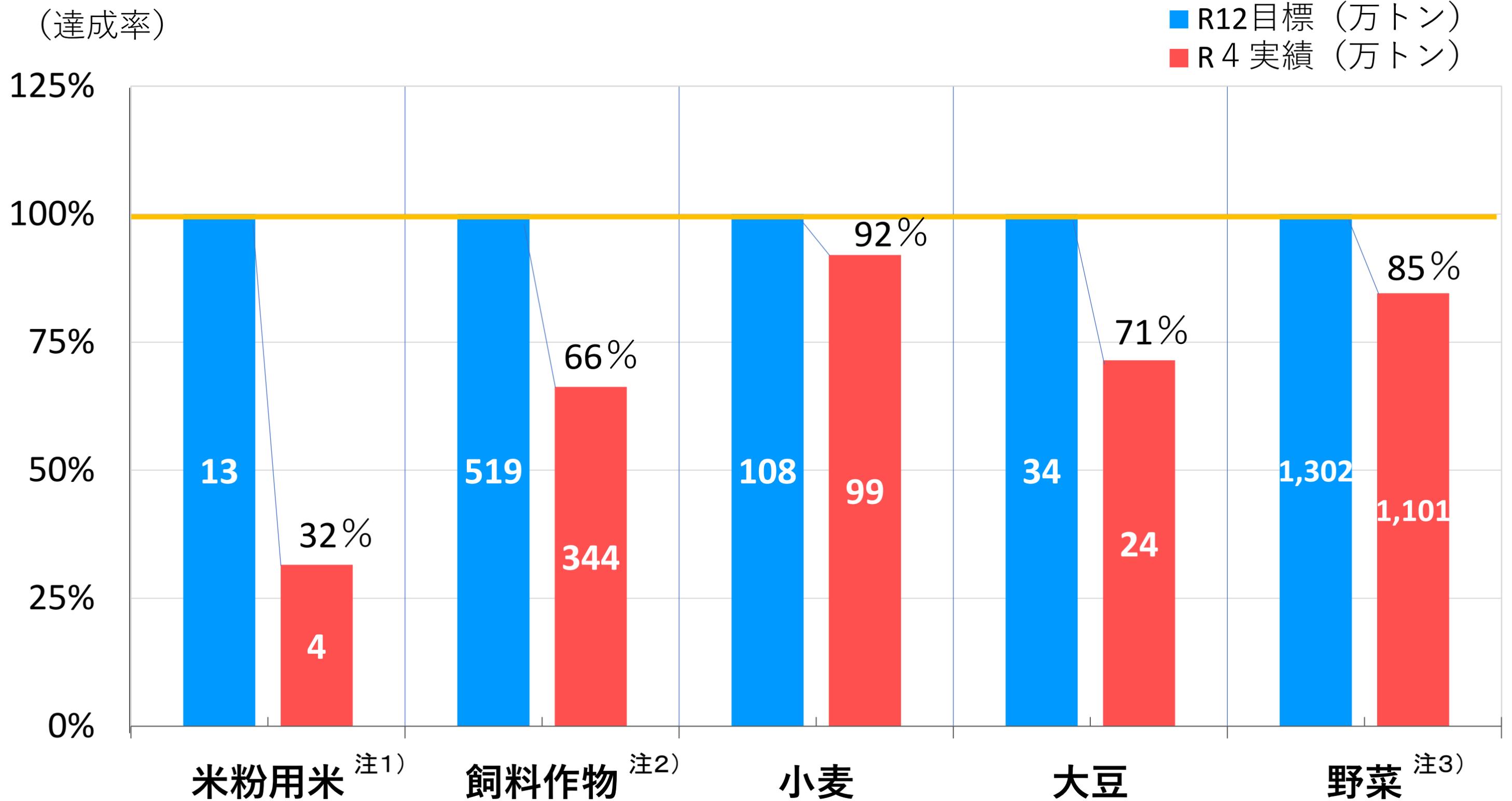
- ① 戦略作物助成(米粉用米)、産地交付金
- ② 食育推進、国産農産物消費拡大 等

凡例



※「食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業」なども実施
注) 上記の戦略作物助成及び産地交付金は、水田活用の直接交付金のメニュー。

8. 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)における生産努力目標(令和12年)と実績



注1)・・・米粉用米については、R3実績値。

注2)・・・飼料作物については、TDN(可消化養分総量)万トン、R4の実績は概数値。

注3)・・・野菜については、R3速報値。

9. 茶わん 1 杯のお米の値段

○ ご飯は経済的な食べ物

○ 茶わん1杯のごはんを炊く前のお米(精米)の重さは **65g** くらいです。5kgの精米は約77杯になりますので、1,897円(小売価格の平均)のお米を買ってごはんを炊いた場合、1杯当たりのお米の値段は **約25円** となります。*



※ 茶わん1杯のごはんは、精米65g使用、5kgあたり1,897円(POSデータによるコメの平均小売価格(令和3年12月))で算出。



=



お茶碗約4杯

ミネラルウォーター(2リットル) 102円



=

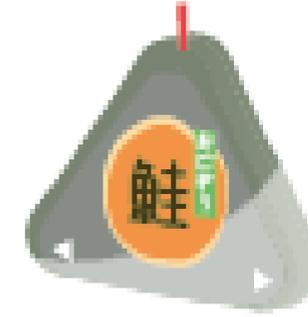


お茶碗約5杯

缶コーヒー 130円

注) ミネラルウォーターは、総務省「小売物価統計調査(主要品目の東京都区部小売価格)」による2020年平均価格
缶コーヒーは、街中の自動販売機等で販売されている一般的な価格

国産農産物を選択することは、国内の農業を応援し、安心安全な食を守ることにつながります



名称		その内容を表す一般的な名称を記載
原産地	農産物	国産品は都道府県名を記載 輸入品は原産国名を記載
	畜産物	国産品は国産である旨を記載 輸入品は原産国名を記載
	水産物	国産品は漁獲した水域名又は地域名を記載 (水域名の記載が困難な場合は水揚げした港名 又は港が属する都道府県名) 輸入品は原産国名

名称	牛豚合挽肉
原材料名	牛肉(国産)、豚肉(国産)
内容量	100g
消費期限	2022.5.31
保存方法	4℃以下で保存
加工者	〇〇株式会社 千葉県〇〇市〇〇

食品表示を活用し、国内産の商品を選びましょう。
そのことが、国内の農業農村を守り、未来の子供たちが安心して暮らせることにつながります。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

令和4年

6月21日

第33回

農林水産業・地域の活力創造本部

○総理指示（抄）

政府一体となった検討が行えるよう、本本部を「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に速やかに改組し、関係大臣の参加を得て、体制を強化します。

6月28日

「農林水産業・地域の活力創造本部」から「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」に改組

9月9日

第1回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

○総理指示（抄）

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、総合的な検証を行い、見直しを進めてください。また、喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、（中略）農林水産大臣を中心に、来年に結果を出せるよう、緊急パッケージを策定してください。

11月8日

第2回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

「食料品等の物価高騰対応のための緊急パッケージ」の決定

12月27日

第3回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

○総理指示（抄）

世界的な食料情勢や気候変動、海外食市場の拡大など我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、野村農林水産大臣を中心に、関係閣僚の協力を得て、来年度中に食料・農業・農村基本法改正案を国会に提出することを視野に、来年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめて下さい。

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催状況

R4	9月29日	食料・農業・農村政策審議会に諮問、食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会の設置		
	10月18日	第1回 有識者ヒアリング（食料の輸入リスク）	寺川 彰 平澤 明彦	丸紅株式会社 代表取締役副社長 執行役員 株式会社農林中金総合研究所 執行役員基礎研究部長
	11月2日	第2回 有識者ヒアリング（国内市場の将来展望と輸出の役割）	吉田 直樹 松元 和博 國分 晃	株式会社パンパシフィック・インターナショナルホールディングス 代表取締役社長CEO 株式会社パンパシフィック・インターナショナルホールディングス 海外事業統括責任者 兼 北米事業責任者 国分グループ本社株式会社 代表取締役社長執行役員
	11月11日	第3回 有識者ヒアリング（国際的な食料安全保障に関する考え方）	清原 昭子 米山 廣明	福山市立大学都市経営学部 教授 一般社団法人全国フードバンク推進協議会 代表理事
	11月25日	第4回 有識者ヒアリング（人口減少下における担い手の確保）	江川 章 丸田 洋	中央大学経済学部 准教授 株式会社穂海研 代表取締役
	12月9日	第5回 有識者ヒアリング（需要に応じた生産）	関根 久子 富士 聡子	農研機構中日本農業研究センター 転換域研究領域理論システムグループ 上級研究員 オシックス・ラ大地株式会社 執行役員 Osix商品本部長
	12月23日	第6回 有識者ヒアリング（食料安定供給のための生産性向上・技術開発）	地主 建志 成勢 卓裕	株式会社水稲生産技術研究所 代表取締役社長 株式会社ノグミ 代表取締役
R5	1月13日	第7回 有識者ヒアリング（持続可能な農業の確立）	三好 智子 信達 等	国際有機農業運動連盟 (IFOAM) 世界理事 不二製油グループ本社株式会社 執行役員 油脂事業部長 兼 SCMグループリーダー
	1月27日	第8回 有識者ヒアリング（農村の振興）	山中 大介 渡部 雅俊	ヤマガタザイン株式会社 代表取締役社長 なかがみ大地教育社会活動組織 代表
	2月10日	第9回 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（備蓄、食品安全・食品表示、知的財産）		
	2月24日	第10回 今後の展開方向（基本理念）		
	3月14日	第11回 今後の施策の方向（食料）		
	3月27日	第12回 今後の施策の方向（農業）		
	4月14日	第13回 今後の施策の方向（農村・環境）		
	4月28日	第14回 今後の施策の方向（基本計画等）		
	5月19日	第15回 中間取りまとめ（案）		
	5月29日	第16回 中間取りまとめ		

基本法の検証・見直しに向けた今後の進め方

今後、全国10か所程度で地方意見交換会を実施し、意見交換会開催後は、速やかに最終答申を取りまとめ。

自民党食料安全保障に関する検討委員会及び同検討委員会食料・農業・農村基本法検証PT

- 自民党食料安全保障に関する検討委員会（森山裕委員長）
令和4年 2月 ～ 令和4年9月（16回開催）
- 自民党食料安全保障に関する検討委員会・食料・農業・農村基本法検証PT
令和4年10月 ～ 令和5年4月（10回開催）

基本法見直しの自民党内での検討に当たって進藤が重視した視点

1. 少数の農家で農地を維持し持続的に農業生産を可能にしていく視点
(地域計画をベースとした多様な担い手の確保、農地の確保と適正・有効利用に関する国の関与の強化、生産性向上に加えて防災・減災、施設の保全管理も重視した土地改良の積極的推進、スマート農業の推進等)
2. 「みどりの食料システム戦略」を確実に実現していく視点
(資源循環促進、有機農業推進、地域環境の保全、脱炭素化推進、多面的機能支払制度と環境保全型農業直接支払制度の連携等)
3. 人口減少下で農山漁村を適切に維持していく視点
(日本型直接支払交付金の継続・拡充、地産地消・6次産業化・農泊・農福連携等の推進、関係人口の増大、中山間地域対策の推進、農村RM0の推進等)
4. 頻発化、激甚化する自然災害から農地・農業水利施設・農村地域を守っていく視点
(農業生産基盤の適切な保全管理、防災・減災、国土強靱化対策の継続的・安定的な実施等)

12. 食料・農業・農村基本法の見直しの方向

○ 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、**平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し**。この見直しの方向性について、「**食料・農業・農村政策の新たな展開方向**」で取りまとめ。

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

○ 食料安全保障の定義

食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保。

○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**を図るとともに、**輸入の安定確保**や**備蓄の有効活用**等も重視。

○ 海外市場も視野に入れた産業に転換

輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。

○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。

○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
- ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～

○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる**経営体等（担い手）の育成・確保**。
- ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
- ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産**につなげる。

○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
- ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。

○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等

～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～

○ 農村コミュニティの維持

- ・イノベーションによる**ビジネス創出や情報基盤整備**等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。

○ 農村インフラの機能確保

- ・集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。

(参考 1) 食料・農業・農村政策の 4 本柱と今後の方向性

- 世界の食料供給の不安定化、急速な人口減少などの環境変化の中で、**平時からのすべての国民の食料安全保障を確保するため、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づき、**
 - ① **令和 6 年の通常国会への提出に向けて、食料・農業・農村基本法改正案の法制化に向けた作業を加速化するとともに、**
 - ② **基本法の改正方向に合わせ、関係省庁と連携し、法制度の見直しを含めた施策の具体化を進め、今後、施策の実施に向けた工程表等を策定する。**

<基本法の見直し方向>

<主な施策>

<p>食料安全保障の強化</p>	<p>不測時だけでなく、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画を見直し、食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組みへ転換 ・食料の確保に向けた対策を不測時に政府一体で実行する体制・制度の構築（法制化） ・主食用米から転換し、麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料の生産拡大、米粉の利用拡大、水田の畑地化・汎用化、肥料の国産化推進等 ・関係省庁と連携し、食品アクセス問題に対応する仕組みの検討（物流2024年問題への対応や、買い物弱者対策、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等国民一人一人の食料安全保障等） ・適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設（法制化） <p>等</p>
<p>農林水産物・食品の輸出促進</p>	<p>海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出促進法に基づく品目団体の下、食料システム全体での輸出拡大、規制に対応した輸出産地の形成 ・輸出先国における輸出支援プラットフォームの整備（輸出事業者等へのきめ細やかなサポートの実施） ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用（育成者権管理機関の取組の推進等） <p>等</p>
<p>農林水産業のグリーン化</p>	<p>環境負荷低減等、新たに持続可能な農業を主流化する考え方の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの食料システム法に基づき有機農業等の取組を大幅に拡大 ・J-クレジット等の民間資金の活用等により、農業分野で温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に貢献、フードバンクへの寄附量の開示など食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化 ・生産者と食品事業者等との連携の促進、環境負荷低減の取組の見える化 ・各種支援が環境負荷低減の阻害要因にならないよう配慮することを原則化 <p>等</p>
<p>スマート農業</p>	<p>農業従事者が減少する中でも、食料供給基盤が維持できるようにするための生産性の高い農業の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携によるスマート技術の開発、サービス事業体の育成等によるスマート農業の導入による生産性の高い農業への転換（スマート農業の振興の法制化）、ほ場の大区画化 ・受け皿となる経営体等やそれを経営・技術等でサポートするサービス事業体など、多様な農業人材の育成・確保 ・農業水利施設等の維持管理や中山間地域の農業維持のためのスマート技術の活用と非農業者・団体の受け皿となる農村RMOの育成 <p>等</p>

(参考2) 不測時の食料安全保障の強化

食料安全保障を取り巻く情勢の変化

○ 基本法第19条で不測時の食料安全保障のための施策を講ずることとしているが、**基本法制定後に食料をめぐる情勢は大きく変化**しており、様々な要因により**不測の事態**が起こるリスクが増大。

- ・ **国際紛争**による物流の遮断
 - ・ **気候変動**の影響に伴う主要産地の**生産の不安定化**（広域化）
 - ・ アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の国境を越える**家畜疾病、病害虫**の発生
 - ・ **感染症**の大流行による物流の停滞
- 等

食料・農業・農村基本法 第19条

凶作、輸入の途絶等の**不測の要因**により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合において、国民が最低限必要とする**食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限**その他必要な施策を講ずるものとする。

現状と課題

○ 不測時の食料安全保障のための施策を講ずるため、農林水産省において「**緊急事態食料安全保障指針**」を策定しているが、以下のような課題が存在。

体制整備

○ 流通規制や増産指示等を講ずるためには、**関係省庁が一体となり、私権制限を伴う措置を含めて実施する必要がある**が、指針は法令に基づくものではなく、政府の意思決定や指揮命令についての**法令上の根拠となるものではない**。

※ 近年、**ドイツ食料確保準備法**や**英国農業法**においても、不測時の食料安全保障対策が措置されている。

具体的措置

○ 個別法として、**食糧法**や**国民生活安定緊急措置法**等があり、不測時に必要な流通制限等を行うこととしているが、

- ① **対象が限定的**（食糧法は米のみ対象）
- ② **場面が限定的**（国民生活安定緊急措置法は、食料品だけでなく物価全体の高騰があった場合のみ発動）

対応方向

○ 食料については、**天候等から不作等の兆候を事前に掴むことが可能**であること等を踏まえ、予測技術の高度化等も進む中、実際に食料が不足する前に、政府としての方針を固め、**早期からその時々**の食料情勢に応じた**対策**を講じていくものとする。

① 不測時に、**総理のリーダーシップ**の下、関係省庁が連携して国民一人一人への食料供給を確保するための適切な対応ができるよう、**体制を整備**。

農林水産省が担当する食料生産や流通だけでなく、化学肥料等の生産資材の生産や石油などの資材の配分、物流確保、輸入食品の安全性の確保など多くの省庁が関係する中で、政府本部の設置により、統一的指示を行えるようにする。

② 物価全体の高騰がなくとも、①の本部の下に政府が一体となって**食料の供給を確保するために必要な流通制限や増産指示などの各種の措置を行うことを可能とする実体法を検討**。

- <想定される措置（例）>
- ・ 輸入先の多角化、緊急輸入
 - ・ 備蓄や民間在庫の供出
 - ・ 非食用作物から穀物等への生産の転換
 - ・ 輸出向け食品を国内に仕向先変更

1 食料安全保障の在り方

(1) 平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

食料安全保障について、FAOなどでは、国全体で必要な食料を確保するというだけでなく、国民一人一人にまで行き渡るようなものとされている中で、こうした国際的な定義も参考に、食料安全保障について、平時にも、国民一人一人が食料にアクセスでき、健康な食生活を享受できるようにすることを含むものへと再整理する。

その際、**農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤が強固なものであることは食料安全保障の前提である旨を位置付ける**とともに、食料システムを持続可能なものとするため、国・地方公共団体・農業者・事業者・消費者が一体となって取組の強化を進める。

(2) 食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み

英国では、平時においても食料安全保障の状況をチェックする仕組みがある。こうした先進的な事例も参考し、

- ① 世界の食料需給の状況
- ② 我が国の食料や生産資材の輸入
- ③ **農地・水等の農業資源、担い手、技術等の生産基盤の状況を含む国内の食料供給力の状況**
- ④ 国内外の物流の状況等を含むサプライチェーンの状況 などを示す様々な指標を活用・分析することにより、我が国の食料安全保障の状況を定期的に評価する仕組みを検討する。

(3) 不測時の食料安全保障

2 食料の安定供給の確保

(1) 食料の安定供給の確保に向けた構造転換

食料や生産資材について過度な輸入依存を低減していくため、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、小麦や大豆、飼料作物など、海外依存の高い品目の生産拡大を推進するなどの構造転換を進めていく。

現行の基本法では、国内の農業生産の増大を図ることを基本とする旨が規定されているが、食料安全保障の強化に向けた構造転換を図るため、国内生産の増大については、食料供給力の維持・強化を前提に、海外依存度の高い品目の生産拡大を行うことにより実現する。

その際、**需要に応じた生産に向けて、平地・中山間地など各地の産地化の意向を踏まえ、水田機能を維持しながら麦・大豆等の畑作物を生産する水田については水稲とのブロックローテーションを促すとともに、畑作物の生産が定着している水田等は畑地化を促していく。**

特に、畑作物の生産を増大させるためには、本作化による品質や収量の向上を図ることが重要であり、各産地における農地利用を含めた産地形成の取組を推進する。

また、国内で自給可能な米を原料とした米粉について、専用品種の開発・普及等により産地化を図るとともに、食品製造事業者や製粉企業による新商品の開発等を促進し、米粉の利用拡大を加速する。

そのほか、加工・業務用野菜について、輸入原料から国産活用への切替えを促進するために、実需者と連携して安定的な供給体制の構築を推進するとともに、国内外の需要に応えきれていない果樹について、生産の増大に転じるため、担い手・労働力の育成・確保とともに省力化した生産体系への転換を推進する。

その上で、国内生産で国内需要を満たすことができない食料については、

- ① 海外調達のための輸入相手国への投資の促進、輸入国の多元化
- ② 官民による輸入相手国との連携強化・需給状況に関する情報共有等の安定的な輸入の確保を図る施策を講ずる。

また、食料の備蓄強化に向けては、国内外の食料安全保障の状況を適切に把握・分析の上、これを踏まえて、備蓄の基本的な方針を明確にしていくことを検討する。

(2)生産資材の確保・安定供給、(3)農産物・食品の輸出促進、(4)円滑や食品アクセスの確保、(5)国民理解の促進 (6)事業者・消費者の役割、(7)食品産業(食品製造業、外食産業、食品関連流通業)の持続的な発展

3 農業の持続的な発展

(1)多様な農業人材の育成・確保

(前略)

①地域計画の策定を徹底し、地域内の将来の農地利用の姿を明確にした上で、②受け皿となる経営体が生産基盤を引き受けやすい形で継承できるよう、農地バンクを通じた農地の集約化等や、スマート技術等の省力化技術の導入に資する基盤整備の推進、③地域で離農農家が出てきた場合に、受け皿となる経営体が、農地を引き受けやすくするための仕組みの検討、④多様な経営体に対し、経営・技術等をサポートするサービス事業者の育成・確保を図るための仕組みの検討、⑤他産地・異業種や、外国から、労働力不足を補完する仕組みの検討、⑥青年等の雇用を通じた経営強化や労働環境の改善等に取り組む経営体の育成・確保、⑦新規就農の推進、スマート技術や有機農業等の農業高校・農業大学校等における教育内容の充実等、将来の農業人材の育成・確保、⑧経営力向上、人材育成、経営基盤の強化等に向けて農業経営を後押しする仕組みの検討、⑨地域農業の主体となる効率的かつ安定的な経営体に対し、引き続き、経営所得安定対策の措置、⑩地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等

(2) 農地の確保と適正・有効利用

地域計画(目標地図)に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要がある。

具体的には、

- ① 地方公共団体による農用地域(ゾーニング)の変更に係る国の関与の強化
 - ② 地域計画内の農地に係る転用規制強化
 - ③ 農地の権利取得時の耕作者の属性の確認
 - ④ 営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応
 - ⑤ 地域計画内における遊休農地の解消の迅速化
- 等の仕組みを検討する。

(3) 経営安定対策の充実

(4) 農業生産基盤の整備・保全

農業者が減少する中で、スマート技術等を活用した営農が進めやすくなるよう、ほ場の一層の大区画化やデジタル基盤の整備を推進すること等により、農地の受け皿となる者への農地の集積・集約化を促進する。

また、需要に応じた生産を促進するため、水田の汎用化に加えて、水田の畑地化も推進する。

現行の基本法では、農業生産の基盤の整備については、生産性の向上を促進するために行う旨が規定されているが、

- ① 気候変動の影響に伴う災害の頻発化・激甚化が顕著となる中、災害の防止や軽減を図るためにも行う旨や、
- ② 施設の老朽化等が進む中、人口減少により施設の点検・操作や集落の共同活動が困難となる地域でも生産活動が維持されるようにするため、農業水利施設等の農業生産の基盤については、その保全管理も適切に図っていく必要がある旨

も位置付け、必要な事業や仕組みの見直し等を行う。その際、防災・減災、国土強靱化対策については、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取り組を進めていくことが重要であり、国土強靱化の着実な推進に向けて強力に取り組を進めていく。

また、災害復旧に当たっては、再度災害の防止等に向けた改良復旧の取組を推進する。

さらに、農業の生産基盤の保全管理については、

- ① ダム、頭首工等の基幹施設は、省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等を推進する。ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するため、施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みを検討する。
- ② 用水路等の末端施設は、特に中山間地域では、草刈り、泥上げ等の共同活動が困難となっていくため、最適な土地利用の姿を明確にした上で、
 - ア) 開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等を推進する。
 - イ) 共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みを検討する。

(5) 生産性向上に資するスマート農業の実用化等

(6) 家畜伝染病、病害虫等への対応強化

4 農村の振興(農村の活性化)

農村の活性化を図る上で重要な課題である「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、以下の施策を推進する。

- ① 多様な人材の呼び込みに必要な農村の「しごとづくり」を強化するため、地産地消・6次産業化や農泊など地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションを推進するとともに、関係人口も交えて地域に根ざした経済活動が安定的に営まれるよう、官民共創の仕組みも活用しながら伴走支援を行う。
- ② 複数集落エリアで農地保全や生活環境支援等に集約的に取り組むなど、農村の「くらしづくり」を担う農村RMOについて、特に中山間地域の小規模集落向けに形成を図る。
- ③ 中山間地域等において、棚田の振興など地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進する。
- ④ 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進する。

また、こうした課題に対して、地域資源やAI、ICT等のデジタル技術を活用し、解決に向けて活動する「**デジ活**」**中山間地域での取組を、農林水産省が中心となり、関係府省と連携して支援する。**

これらの施策のうち、**6次産業化や農村RMOについては、現行の基本法では、具体的な規定はないが、地域コミュニティの維持に必要不可欠な取組である旨を位置付ける。**

そのほか、現行の基本法では、具体的な規定はないが、

- ① **鳥獣被害が農村における生産と生活の課題となる中で、鳥獣被害対策に取り組んでいく旨を位置付け、効率的な捕獲や侵入防止対策とジビエ利用の推進を図る施策を講ずる。**
- ② **障害者を始めとする多様な人々の社会参画と同時に、これを通じた地域農業の振興が期待される中で、農福連携に取り組んでいく旨を位置付け、必要な施策を講ずる。**

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、**環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。**

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、

- ① **最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。**
- ② **更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする**農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。****
- ③ **食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。**

ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進

イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用

ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

6 多面的機能の発揮

日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、

- ① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全やくらしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。
- ② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払については、
 - ア) 草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業確保等を図る仕組みを検討する。
 - イ) 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。

7 関係団体等の役割

現行の基本法では、特に規定がないが、人口減少や環境問題・気候変動等に対応しながら、地域農業・農村を維持し、食料安全保障を確保するためには、食料・農業・農村に関わる関係団体が、農業者・食品事業者等の経営発展、地域農業・農村の維持・発展を図るため、その役割を適切かつ十分に果たしていく必要があり、その取組を後押しすることを位置付ける。

なお、土地改良区については、農業水利施設の保全管理など求められる機能を発揮するため、合併、土地改良区連合の設立等を進めることを通じて、土地改良区の運営基盤の強化を図る。

また、食料安全保障の確保と食料・農業・農村の振興に向けて、農業関係団体のほか、川中・川下の食品事業者・団体、消費者団体、地方自治体等、食料システムの幅広い関係者の連携強化を促す。

令和5年6月12日の参議院決算委員会で野村農林水産大臣に中山間における土地利用を中心に質疑（NHK総合テレビで放映）

○進藤金日子

中山間地域の農業について質問します。

中山間地域の振興を図る上で、農業経営基盤強化促進法に基づく**地域計画の実効性を高めることに加え**、営農を継続して守るべき農地と粗放的利用を行う農地等を区分する、この資料にあります**最適土地利用総合対策、この実施が重要というふうに考えます**が、野村農林水産大臣の御見解を伺いたいと思います。

○野村哲郎農林水産大臣

進藤委員にお答えを申し上げますが、ただいま御質問にございました農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画は、農業者等の農地利用の意向を踏まえ、地域ぐるみで話し合いを行い、10年後の農地利用の姿を明確にする地域農業の設計図とも言えるべき重要なものでございまして、現在、各地域で取組が進みつつございます。

その際、ただいま御指摘がありましたように、**中山間地域におきましては**、担い手の減少だとか、あるいは地域計画の全ての農地を利用することが困難になる場合もあると考えているところでございます。**営農を継続する農地と粗放的な管理を行う農地、こうしたことを仕分をしていくことも必要だ**というふうに思っております。

このため、農林水産省では、**中山間地域において、最適土地利用総合対策によりまして、地域ぐるみの話し合いにより、営農を継続する農地と、放牧や蜜源作物の作付け、粗放的な利用を行う農地を区分した土地利用構想を作成し、地域の実情により粗放的利用や農用地保全に資する活動経費等を支援している**ところでございまして、進藤委員も私の地域よく御存じですけれども、今進められておるところでは、集落の話し合いによりまして、荒廃農地がその中にありまして、13.7ヘクタールではありますが、それを、菜の花とそれからレンゲを植えて、そして養蜂家との契約に結び付けて、そしてそこを活用しようという、そういったような、今まで使われていない粗放的な土地を活用していこうという今動きがございまして、先ほど来お話がありましたように、そういったような話し合いの中でやはりその地域の皆さんのアイデアなり知恵が出てきているというふうに思っております。

中山間地におきましては、農業の継続性を高めるため、地域計画と粗放的利用を含めた最適な土地利用を一体として考えていくことが重要と考えておりまして、今後とも、地域計画の策定と最適な土地利用の施策が連携して実施されるようしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
(令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440 百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数 (100地区 [令和8年度まで])

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、^(※) 農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

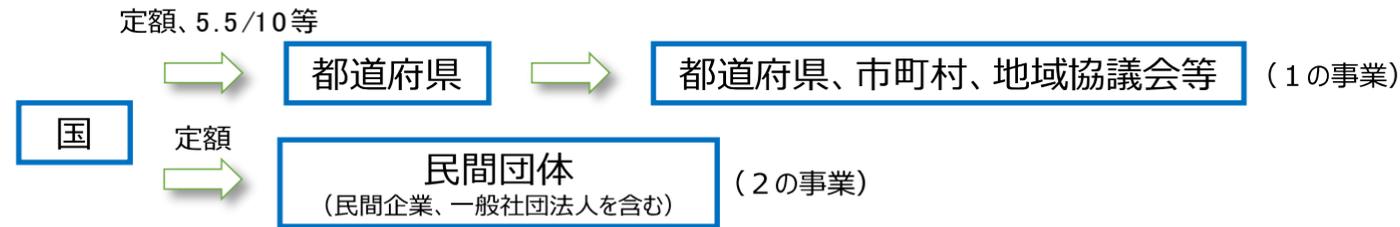
ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみでの話し合い】 【土地利用構想の概定】 【農用地保全の実証的な取組】

【地域ぐるみでの話し合い】

【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

長大法面の芝生化

放牧

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想図の策定】 【粗放的利用のための条件整備】 【農用地保全に資する基盤整備】 【農業用ハウスの整備】

【土地利用構想図の策定】

伐根・整地

水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】

【農業用ハウスの整備】

【鳥獣緩衝帯】 【蜜源作物の作付け】 【計画的な植林】 【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現